

9. 利用調整基準指数表

(1) 基本指数表

保育が必要な理由	保護者の状況		基本指数	
	細目			
労働	月160時間以上		10	
	月140時間以上160時間未満		9	
	月120時間以上140時間未満		8	
	月90時間以上120時間未満		7	
	月70時間以上90時間未満		6	
	月48時間以上70時間未満		5	
	上記以外（労働実績がない場合も含む）		4	
	労働内定		3	
出産	妊娠・出産		10	
疾病・負傷・障害	疾病・ 負傷	入院	一か月以上	10
			一か月未満	9
	自宅療養・通院	常時病臥、国・都指定の難病、感染性・精神性の疾病	10	
		常時安静、一般療養（週3回以上の通院・加療が必要）	8	
	その他	上記以外	4	
	心身障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級、愛の手帳1・2・3度の該当者	10	
身体障害者手帳3級または、愛の手帳4度の該当者		8		
上記以外		4		
介護 (同居)	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度、介護保険要介護度4以上又はこれらに相当する同居親族を週5日以上、居宅介護する場合		10	
	身体障害者手帳1～4級又は精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳1～4度、介護保険要介護度2以上又はこれらに相当する同居親族を週3日以上、居宅介護する場合		8	
	上記以外で同居の親族を介護する場合（送迎含む）		4	
災害	災害（火災・風水害等）による復旧活動のため、保育にあたれない場合		10	
求職	求職活動のために外出を必要とする場合		2	
就学	国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等に通学している場合		労働に準ずる	
児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別な事情がある場合			2～10	
その他	介護 (別居)	別居の親族を介護する場合（申込児の2親等以内の親族に限る）	介護（同居）に準ずる	
	不存在	死亡、離別、拘禁等	10	

※注意点

- (1) 父母のそれぞれについて、本表により指数を求め、世帯の基本指数とする。
- (2) 利用調整基準指数＝世帯の基本指数＋調整指数
- (3) 保育が必要な理由が2つ以上にわたる場合には、基本指数の高い方とする。
- (4) 労働時間は、就労証明書に記載された内容に基づき、時間数で算出する。見込み時間での記載は、「上記以外」に該当。
- (5) 書類審査の上、申請内容と異なる事実が発覚した場合には、事実に合わせて利用調整基準指数を算定する。
- (6) 産前産後休暇を取得し、又は育児休業を取得している（以下「休業等取得」という。）者が休業等取得前と同等の条件で復職が見込まれる場合は、現に労働している者とみなし、休業等取得前の労働実績による労働時間を基に指数を求める。
職業訓練施設とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する公共職業能力施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職支援に関する法律（平成23年法律第47号）に規定する職業訓練を行う施設をいう。
- (7)

(2) 調整指数表

番号	条 件	調整指数
1	未就学児が3人以上いる世帯	+1
2	保護者のどちらかが単身赴任の世帯	+1
3	集団保育が可能かつ必要な障害児の場合	+1
4	認可外保育施設に預けているのを常態としている場合	+1
5	生活保護受給世帯	+2
6	認可外保育施設に預けているのを常態としており、かつ、保育所等を利用している兄弟姉妹（法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに係る認定を受けた子どもを除く。以下、番号8において同じ。）がいる場合	+2
7	保育所等又は認可外保育施設を利用している児童（法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに係る認定を受けた子どもを除く。）が、就学前に卒園する場合	+2
8	保育所等を利用している兄弟姉妹と異なる保育所等を利用している児童（法第19条第1項第1号の小学校就学前子どもに係る認定を受けた子どもを除く。）が、当該兄弟姉妹の利用している保育所等への変更（転所）を希望する場合	+2
9	市内の認可保育所、認証保育所、認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定の者又は保育士として採用が内定している者	+3
10	生計中心者が倒産等により失業中であり、求職中の場合 （※入所希望月を含む3回目の利用調整まで適用）	+6
11	ひとり親世帯	+8
12	申込児の祖父又は祖母と同居（二世帯・世帯分離含む）する世帯 ただし、労働及び年齢的（65歳以上）・身体的に保育できない場合は除く。	-1
13	就労証明書の就労時間と就労実績に整合性がない場合	-2
14	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯（6か月分未満）	-5
15	納期限を経過した利用者負担の未払がある世帯（6か月分以上）	-10

※注意点

(1)	番号 2	「単身赴任」とは、申込期日（入所希望月が4月である場合は市長が定める期日、それ以外の場合は入所希望月の前月の10日をいう。以下同じ。）時点で父母のいずれかが申込児童と生活を異にすることを常態としており、かつ、その状態が入所月の初日においても継続する見込であることをいう。この場合における申込児童と生活を異にする父又は母は、その勤務地が日野市から直線距離で100km以上離れており、かつ、その生活の拠点が月20日以上市内に所在しない者でなければならない。
(2)	番号 4 6 7	「認可外保育施設」とは、認証保育所、保育ママ、企業主導型保育事業、事業所内保育所（従業員枠）、ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設、一時保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等（施設所在地の都道府県又は区市町村に届出をしている施設に限る。）をいい、月12日以上かつ月48時間以上の利用を常態（認証保育所・保育ママ・企業主導型保育事業・ベビーホテル又はこれらに準ずる保育施設においては月極契約、一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッター等は1か月以上利用していることを指す。）としている場合に限り適用する。 ※産休・育休・その他休業を取得中の場合は、適用しない。 ※番号4・6・7については、調整指数の重複適用は行わない。
(3)	番号 6 7 8	番号6・7・8において、保育所等とは、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等をいい、事業所内保育事業の従業員枠を除く。）を指す。
(4)	番号 6 7 8	番号6・7・8において、法とは、子ども・子育て支援法を指す。
(5)	番号 7	連携施設での受け入れが確保されている者には適用しない。
(6)	番号 10	「生計中心者」とは、父母のうち最も収入が高い者をいい、当該生計中心者が申込期日の属する月を含まない直近3か月以内に失業した場合に適用する。
(7)	番号 14 15	「納期限を経過した利用者負担の未払」とは、申込児童の属する世帯における他の兄弟姉妹の未払分を含むものとする。ただし、当該世帯が災害等を受けた場合であって、教育・保育給付認定保護者が利用者負担を納期限までに支払うことができないことにつき真にやむを得ない事情があると市が認めるときは、適用しない。

【利用調整基準指数が同位の場合の優先順位】

- ①市内在住の者（転入予定者含む）
- ②兄弟姉妹が利用している施設を希望している場合
- ③利用調整基準指数のうち基本指数の高い世帯
- ④育児休業明けに施設の利用を希望する場合
- ⑤多胎児を同時に申込中の者
- ⑥①から⑤までにおいて同位の場合の優先順位は、次のアからサまでに掲げる順位によるものとする
 - ア 災害
 - イ 生活保護世帯
 - ウ ひとり親世帯
 - エ 疾病・負傷・障害
 - オ 労働
 - カ 出産
 - キ 介護
 - ク 就学
 - ケ 労働内定者
 - コ 就学予定者
 - サ 求職
- ⑦新規申し込みの者
- ⑧前年度4月1日時点で生後57日に達しなかった者
- ⑨日野市在住期間の長い者（父又は母の長いほうを採用。再転入した場合は再転入日から起算）
- ⑩施設利用希望前年度区市町村民税（父母合算額）の低い世帯